

先端設備等導入計画に係る認定申請受付

必要な書類



- (1) 先端設備等導入計画に係る認定申請書
- (2) 先端設備等導入計画

※労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上する見込みであることについて、「認定経営革新等支援機関」の確認書を添付してください。

●町内の認定経営革新等支援機関（町外でも構いません）

名称	種別	住所	電話番号
加藤博道税理士事務所	税理士	水巻町頃末北一丁目4番1号	093-202-3560
遠賀信用金庫 本店	金融機関	水巻町頃末北四丁目6番18号	093-201-0034
水巻町商工会	商工会	水巻町頃末北一丁目9番7号	093-201-7551
石井 喜代已	個人コンサル	水巻町下二東一丁目4番38号	093-201-8276
松田剛和税理士事務所	税理士	水巻町中央2番24号	093-201-5601

税制措置の対象となる設備を含む場合のみ

- (3) 工業会証明書の写し

※申請時に工業会の証明書を入手していない場合でも、先端設備等導入計画の認定を受けることは可能です。その場合、計画認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに水巻町産業振興係へ「工業会証明書の写し」と「先端設備等に係る誓約書」を提出することにより、固定資産税の特例措置を受けるための税務申告ができます。

- (4) 先端設備等に係る誓約書

※(3)の追加提出を行う場合のみ、全て揃っている場合は必要ありません。

リース契約の場合のみ

固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記(5)(8)も必要です。

- (5) リース契約見積書（写し）

- (6) リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）

提出後の流れ

裏面の必要書類を全て提出後、問題なければ1週間程度で

- ① **認定書を交付** します
- ② **償却資産（設備など）購入**
- ③ 通常どおり、この制度による取得分も含め1月1日現在の償却資産を町に申告します。その際、**（7）特例申請書の申請** も同時に行います。
- ④ **固定資産税特例適用**
町から認定を受けた「先端設備等導入計画」に位置付けられた設備は、適用開始年度から3年分、固定資産税特例の特例率が適用されます。

※ 計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を
後日実施することがありますので、
調査へのご協力をお願いします。